

2023/03/03

令和4年度 入会林野コンサルタント中央会議

生産森林組合の解散・組織変更と 地域の森林管理における課題



東京農業大学 地域環境科学部
森林総合科学科 准教授
山下 詠子

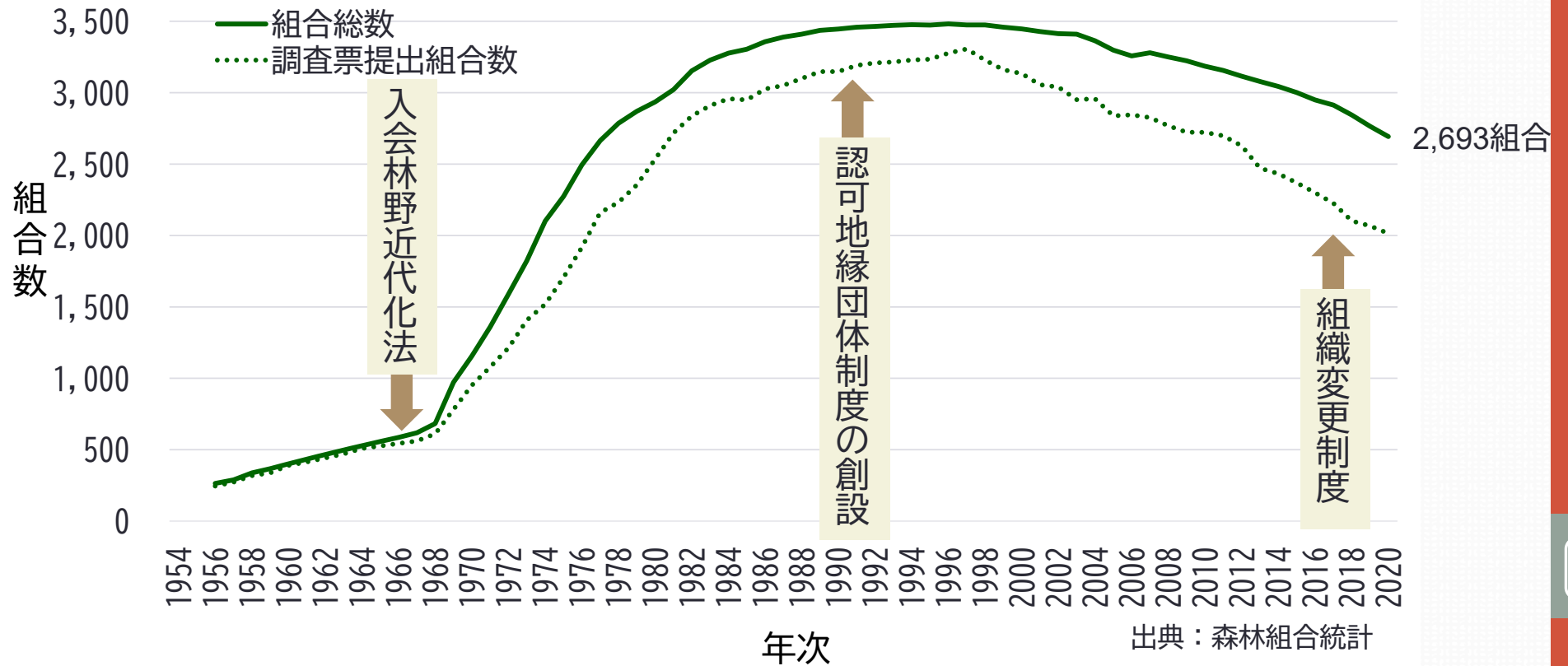
本日の発表内容

1. 生産森林組合の動向
2. 生産森林組合→認可地縁団体 の移行の検討
3. 認可地縁団体へ移行するための条件
4. 既存の認可地縁団体がある場合に組織変更ができるか
5. 認可地縁団体への移行ができない場合にどうするか

1.生産森林組合の動向

全国における生産森林組合数の推移

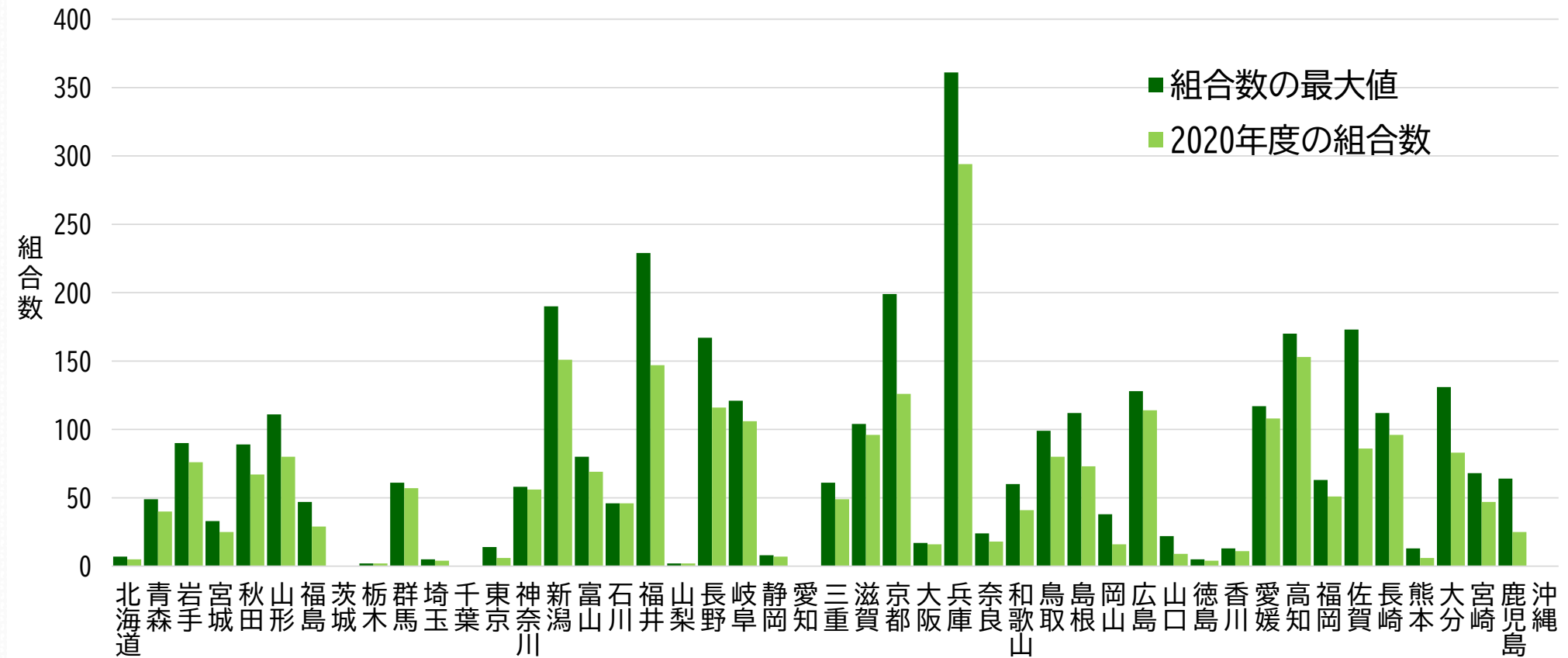
- ◆ 平成8(1996)年の **3,482組合**をピークに毎年**減少傾向**
- ◆ 令和2(2020)年は **2,693組合** 一斉調査**回答率も低下**



都道府県別にみた生産森林組合数

都道府県によって組合数は大きく異なる

組合が多い府県（の一部）で解散・組織変更が進む傾向



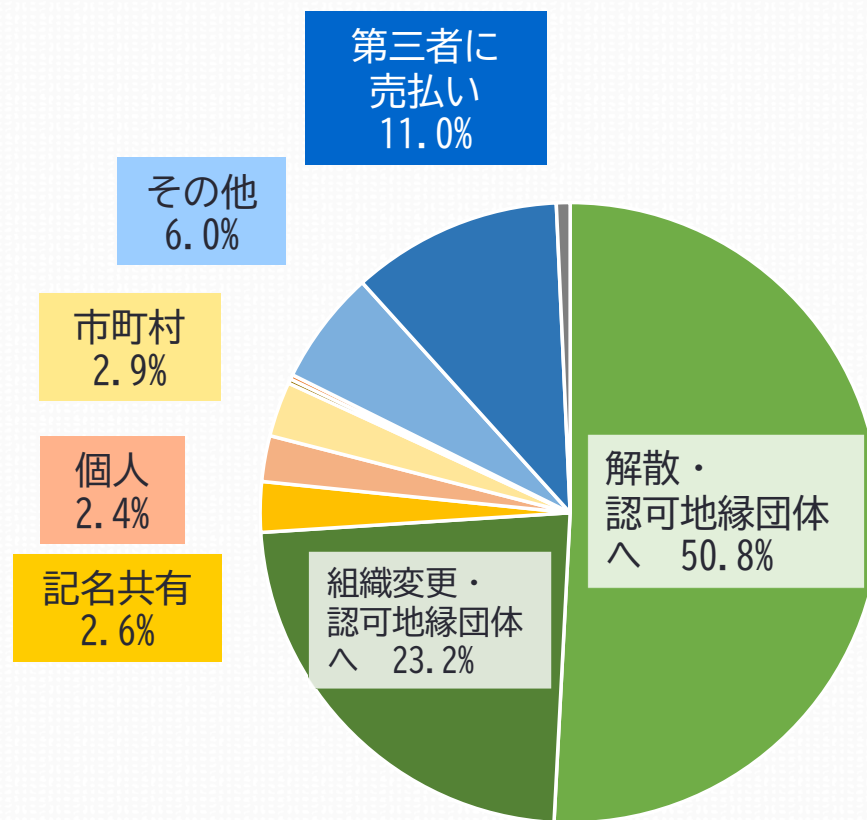
出典：森林組合統計

解散/組織変更後の森林の受け皿は？

生産森林組合の解散/組織変更後の森林管理（2013～2020年度）

元組合有林の管理状況	該当数	割合(%)
解散し認可地縁団体へ譲渡	213	50.8
組織変更で認可地縁団体へ	97	23.2
記名共有で管理	11	2.6
個人で管理	10	2.4
市町村へ譲渡	12	2.9
合同会社へ譲渡	1	0.2
組織変更で合同会社へ	1	0.2
その他	25	6.0
第三者に売払い	46	11.0
不明	3	0.7
合計	419	100.0

出典：林野庁経営課資料より作成



「第三者に売払い」「その他」の移行先例：

財産区、神社、民間事業体、素材生産事業体、木材市場、森林組合等

なぜ解散/組織変更か？

◆解散/組織変更の直接的要因としての**経営問題**

- ・事業損益で利益を計上する組合は**15%**、欠損金計上が**61%**
(いずれもR2データ、回答組合に占める割合)

立木・木材・きのこ類の販売を行った組合 回答組合の約15%

貸し付け・施設利用料等の収入のある組合 回答組合の約60%

- ・入会時代には不要だった**法人住民税(均等割)**

無収入の組合は納税・運営費捻出のために、組合員から賦課金を徴収

- ・法人特有の申請・届出事務、経理事務等の**手続きの負担**

理事等の変更登記、総会終了届、監査結果報告書、定款変更認可申請書・変更届、etc.

この後の内容

本当に解散/組織変更するのが適切か？

→ 2. 生産森林組合→認可地縁団体 の移行の検討

どんな組合でも移行できるわけではないのでは？

→ 3. 認可地縁団体へ移行するための条件

4. 既存の認可地縁団体がある場合に組織変更ができるか

移行ができない組合はどうすればよいか？

→ 5. 認可地縁団体への移行が困難な場合にどうするか？

2.生産森林組合→認可地縁団体の移行の検討

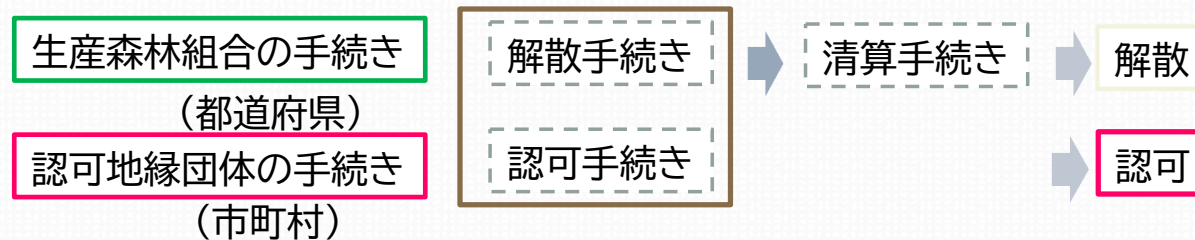
生産森林組合と認可地縁団体の比較

	生産森林組合	認可地縁団体
団体の目的	林業経営の 協業化	住民相互の連絡、環境整備による、 良好な地域社会 の維持形成
構成員	地区内に居住または組合に 出資する 個人(定款による)	一定の区域内に居住している全個人
収益の配分・ 用途	従事分量配当により 組合員に配当	地域活動の共益費にあてる(分配は不可)
林業経営の 優遇措置	従事分量配当・行政による 指導義務	なし
課税措置	法人住民税 課税 固定資産税は課税	法人住民税は 収益事業を除き減免・非課税 固定資産税は課税
組織運営上 の規定等	法人会計事務、総会等の都道府県への報告、役員登記、等	告示事項・規約の変更手続き

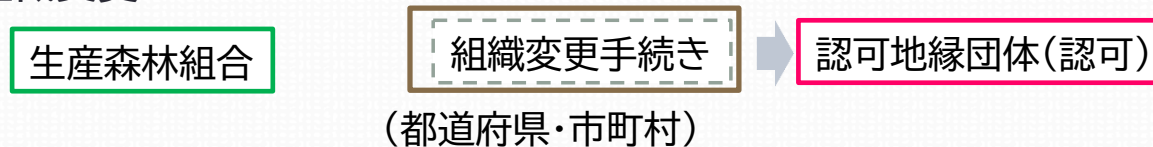
生産森林組合から認可地縁団体への組織変更

- ◆ 生産森林組合の解散・認可地縁団体への移行の増加を受け、2017年4月の改正森林組合法で措置

①これまで(生森解散→認可地縁団体)



②組織変更



- ・「清算」手続きが不要で、財産譲渡に関わる課税がないメリットは大きい。
- ・県と市町村との連携が必要。(市町村が地縁団体として認可するかの判断が重要)
- ・組織変更にかかる経費は、面積・筆数によるが10数万～数十万円
(公告にかかる費用、税理士・司法書士等への委託料、不動産登記にかかる登録免許税等)

認可地縁団体になることの森林管理への影響は？

- ◆ 法人形態は変わるが、**森林管理の実態には影響を与えない**集団が多いようだ
 - ・ 認可地縁団体へ移行する際に、森林管理を担当する役職(林業委員、森林部会、区長が兼務など)が自治会等に置かれることが多い。
 - ・ 森林管理に直接かかわる**出役作業**の頻度や内容は、むしろ別の要因(森林の状況、組合員の高齢化、自治活動の状況等)に影響されるようだ。

認可地縁団体への移行をどう考えるか

生産森林組合の目的:

森林所有者の共同組織の発達を促進することにより、**森林所有者の経済的社会的地位の向上並びに森林の保続培養及び森林生産力の増進**を図り、もって国民経済の発展に資すること(森林組合法第1条)

生産活動を通じてその目的を達成できていない場合や、別の組織形態でもこの目的を達成できるのであれば、**将来にわたり適正な森林管理をする**ためにも、組織変更等は選択肢の1つになりうる。

組合員が減少する中で、組合有林が売却・放置されずに、次の世代へと森林を引き継ぐには、可能な限り**森林経営・組織運営のコスト**(労力面・金銭面ともに)を下げておくことが大切では。

3. 認可地縁団体へ移行するための条件

認可地縁団体へ移行するための条件

①組合員と地縁団体構成員がほぼ一致

構成員の不一致は、認可地縁団体へ移行できない理由で最も多い

②組合員への配当をしていない

→組合員としての権利意識が生まれるため

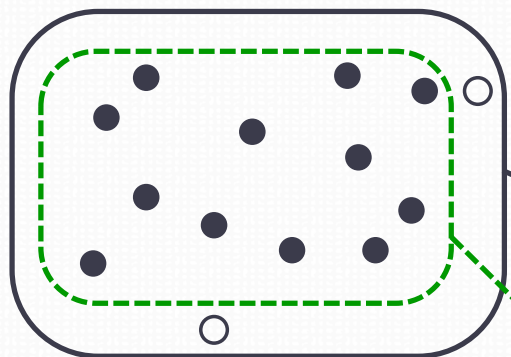
③定常的な収入がない

→定常的な収入があると認可地縁団体になっても法人税・法人住民税が課されるため、メリットが薄い

④手続き・合意形成の担い手がないと、実際には難しい

生産森林組合と地縁団体(自治会等)での構成員の範囲

- 組合員 (旧戸)
- 非組合員の
地縁団体構成員
(新戸)

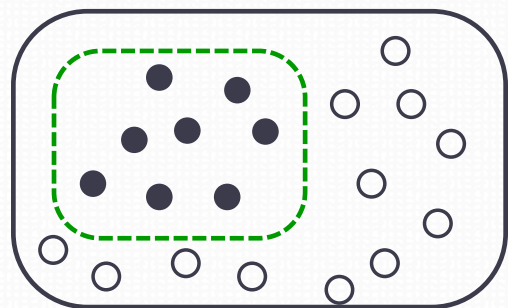


地域内に非組合員は少数または、ゼロ
(生産森林組合と地縁団体の構成員がほぼ一致)

自治会の範囲

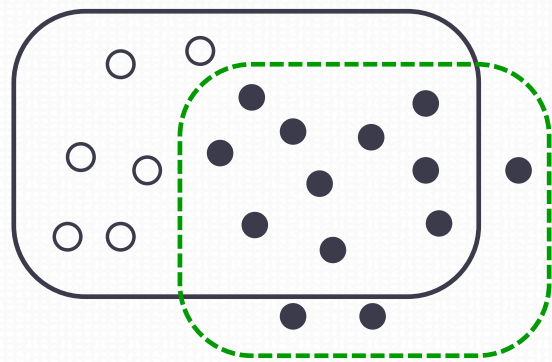
生産森林組合の範囲

移行しやすい



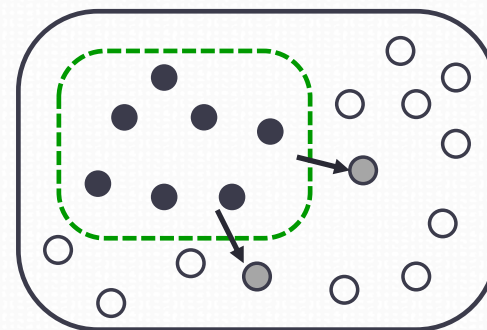
地域内に非組合員が
一定数いる

移行は困難



地域外に転出している
組合員がいる

移行には調整が必要



組合脱退者が地域内
にいる

移行はほぼ不可能

認可地縁団体へ移行するための条件

②組合員への配当をしていない

→組合員としての権利意識が生まれ、新戸旧戸が混在している場合に権利の調整がうまくいかない。
認可地縁団体では、収益の分配ができない。

③定常的な収入がない

→定常的な収入があると認可地縁団体になっても法人税・法人住民税が課されるため、メリットが薄い

④手続き・合意形成の担い手がいるか

→組合内部での合意形成、県や市町村との調整、書類の入手と作成などの担い手がいないと困難。

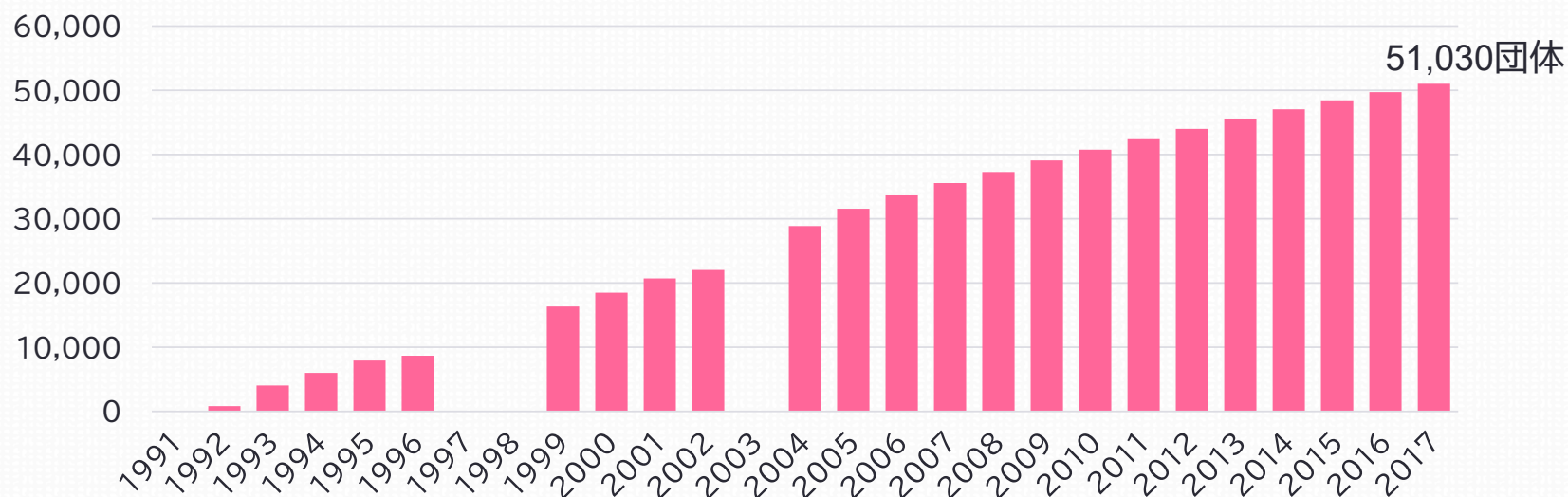
解散手続き：

組合員名簿の確認・整理、理事会の開催、理事会における決議、総会の招集、解散総会、行政庁への解散届の提出、解散登記、清算人の登記、財務諸表の作成・財産処分方法の決定、清算総会、現務の終了、債券取立て・債務弁済、残余財産の分配、決算書類の作成、決算総会、清算終了登記、行政庁への清算終了の届出

4.既存の認可地縁団体がある場合に 組織変更ができるか

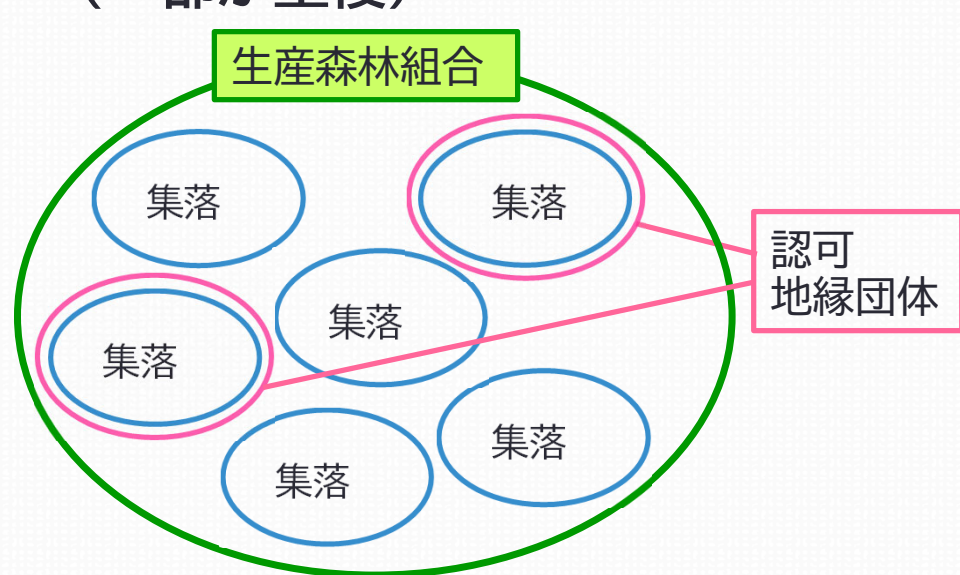
認可地縁団体の広がり

全国での認可数(2017年) : 51,030 所在市町村: 1,480(全市町村の85%)



- ◆ 市町村により認可数にばらつき (なかには大部分の自治会が認可されている市町村も)
- ◆ 市町村合併、自治会の集会施設の登記・契約関係などを機に導入されることも
- ◆ 市町村からの制度の周知方法、認可実績(口コミ)が広がりに影響
- ◆ 地域によっては、組織変更前に既に認可地縁団体があるケースも少なくない

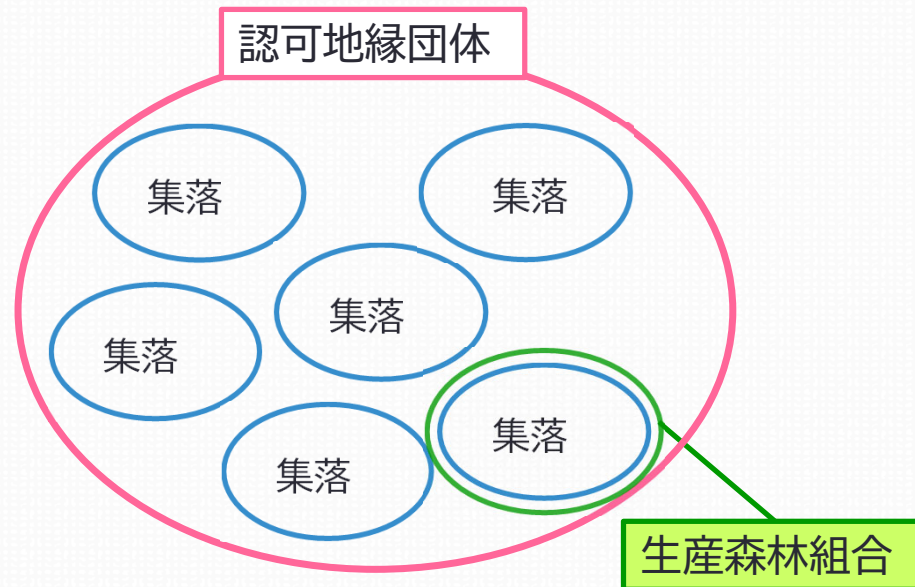
(1) 生産森林組合と既存の認可地縁団体の範囲が一致しないとき (一部が重複)



生産森林組合 > 既存の認可地縁団体

生産森林組合の範囲で
地域活動の実体がないと
組織変更は困難

移行は困難

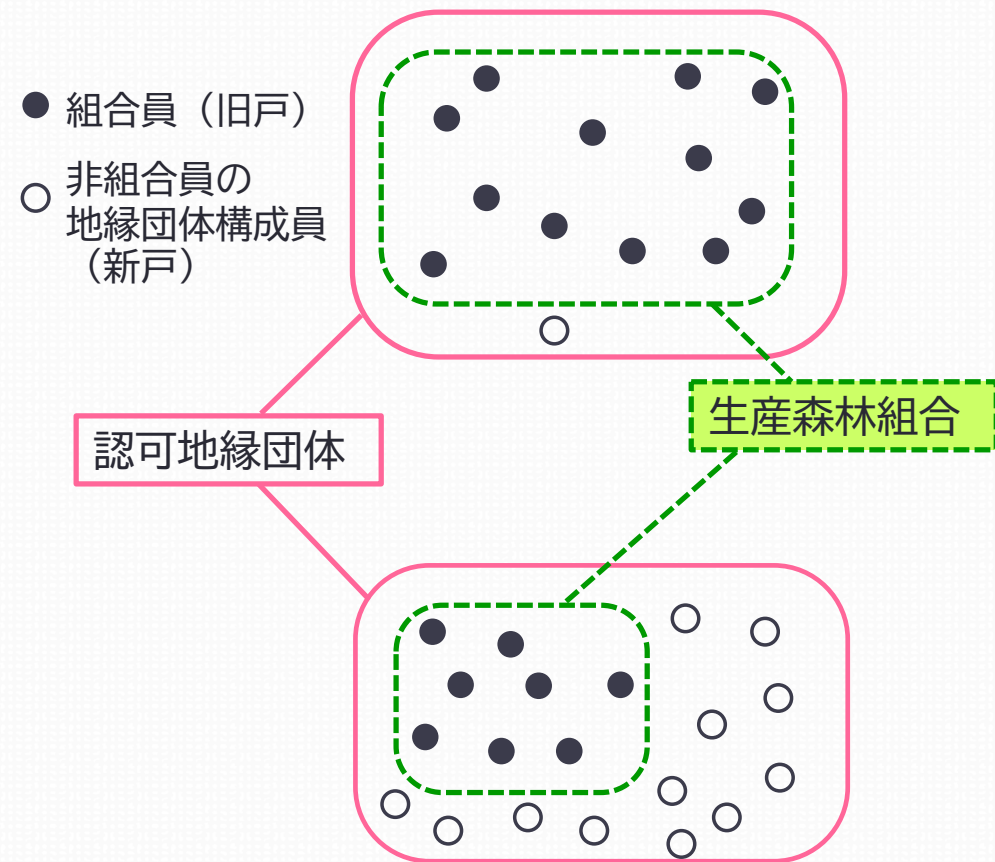


生産森林組合 < 既存の認可地縁団体

生産森林組合から認可地縁団体
への組織変更は可能
(集落での地域活動があるため)

移行しうる

(2)生産森林組合と既存の認可地縁団体の範囲が完全に一致するとき



①構成員が**ほぼ同じ**

生産森林組合としての地域活動実態がない場合、組織変更はできないので、**解散**して森林を認可地縁団体へ譲渡

②構成員が**異なる**

同一地域内に森林管理だけを活動目的とする2つ目の認可地縁団体を**認めた例はまだほとんどない**ようだが今後出てくる可能性はある

5. 認可地縁団体への移行ができない場合に どうするか

転入世帯/新戸が多い地域にある組合を想定

組合を存続させる場合

- ◆ 組合の**運営資金と担い手の継続的確保**に向けた工夫が必要
 - ◆ **資金確保**のためには、間伐等の木材生産収入や、その他でも収入源を確保する努力を
 - ↑ **行政、森林組合・林業事業者等との連携・関係構築**が重要
 - ◆ **役員の担い手を育てる**ためには、まずは森林に関心を向けてもらうきっかけづくり（森林作業への参加、森林を活用したイベント等）が有効では
- 組合を存続させるために「山は住民全体の財産」という理念を掲げて、非組合員にも広報活動やイベント参加を呼び掛け、転入世帯が組合に加入した実績のある組合もある（事例③）。

組合を解散するが、認可地縁団体ではない組織形態にする場合

◆ ありうる組織・登記の形態

法人形態：

一般社団法人は選択肢の一つ（例は少ない。事例②。）

一般社団法人の場合、**メンバーを限定**できる

非法人形態：

少人数の**共有名義＋規約**により権利関係を明文化

「**委任の終了**」という登記原因により少人数の共有名義にできることも

全員の記名共有は得策ではない

◆ 注意点

・解散・清算にも**多額の費用**がかかる

解散・清算手続きの費用は、筆数によるが少なくとも**10数万～数十万円**

組織変更する場合は財産譲渡に伴う課税が発生しないようだが、それ以外の主体へ森林を売却・譲渡する場合、**税負担が大きくなる**ケースもある

・地域の森林として適切に管理してもらえるか、見極めが必要

参考資料：事例紹介

(事例①、②は生産森林組合ではないケース)

事例紹介① 下唐櫃林産農業協同組合（神戸市）

- ・ 組合員44世帯（130世帯中）、所有林158ha（人工林は約30%）
- ・ かつて年に5,6回やっていたお役（義務出役）が現在は1回に。
- ・ 組合員の高齢化により活動継続が困難になることから、今後は森林作業を **業者・森林ボランティア団体** に委託したい意向。
- ・ 大学や組合員以外の散策利用者との **連携** に取り組む。
兵庫県立大・神戸大学、登山団体等と連携
(学生による調査研究・現状分析、シンポジウム等の企画)



学生による
聞き取り調査と
歓談

学生が作ったリーフレット



事例紹介② (一社) 千村共有地管理組合 (秦野市)

- ・ 組合員130名 (1500世帯中)、所有林55ha (頭高山)、割山利用あり。
- ・ **130名の記名共有** (1人が130分の1ずつの権利) で登記されていたが、相続による名義変更をし続けることを避けて**一般社団法人化**。

登記手続きには数百万円かかった。手間も相当。

- ・ 年に1回、草刈り作業を行ってきた。
- ・ 一般社団法人化により公益目的、公共機関との連携がしやすくなる。

現在、財団からの支援を得て**里山整備ボランティア**団体が**整備**を実施。



千村共有地管理組合のHP

事例紹介③ 神宮寺生産森林組合（長野県諏訪市）

- ・ 組合員167名（423戸中）。設立当初223名から56名が脱退。
 - ・ 所有林177ha、人工林68%。
 - ・ 江戸時代からの入会山。戦後は区有林からの収入が公民館の建設等に**貢献**。
 - ・ 中央道開通・区画整理により**転入者が増加**し、権利関係を明確にするために入会林野整備を行い、生産森林組合へと改組。
 - ・ 組合員は年に1回、義務出役（出不足金5,000円）。
- 役員作業は年13回。

・ 収入：

太陽光発電用地へ賃貸 300万

鉄塔敷地代・道路使用料 66.5万

マツタケ山入札金 50万

合計**420万円の固定収入**。+ 森林整備の補助金

事例紹介③ 神宮寺生産森林組合（長野県諏訪市） 続き

- ・ 組合員の減少、運営財源の不安から、2005年より組合の改革を実施。
- ・ **山は住民全体の財産**という理念を掲げる。

基本方針：山地災害防止、水・温泉資源の保全、レクリエーション・自然学習の場の提供、獣害防止、個人所有地への関与、林業外収入の確保

- ・ 改革での取り組み
 - 組織の見直し
 - 区民の組合活動への参加、区民への情報提供
 - **定款の改正**（事業目的を拡張、出資金の大幅減資。加入金が6,200円に。）
→2008～2013年で**12名脱退、12名加入**（11名は転入世帯）

・ 組合の事業：

山林管理、林道・作業道の管理・新設、溪畔林の植林・獣害対策、マツタケ山の管理・新設、個人所有林の集約化、ハザードマップの作成と区民への配布、各種団体と連携したイベント、年2回の広報誌の配布（全区民へ）